

敦賀市新産業団地適地調査業務 委託仕様書

1 委託業務名

敦賀市新産業団地適地調査業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

3 業務の目的

本業務は、近年の全国的な産業団地整備の現状や、本市の地勢や産業構造等を整理分析し、市内全域を対象として候補地（開発面積：概ね4ha～20ha）の検討を行うものである。

なお、産業用地の乏しい本市において、無駄の少ない効率的かつ効果的な産業団地整備には、企業からの需要や設備投資意欲などを的確に把握し分析した上で候補地を抽出すること、事業手法において近年のトレンド等を踏まえた官民連携事業の導入可能性を検討することが必要と考える。

本業務では、企業ニーズをはじめとした各種情報を候補地抽出等の根拠データとして客観的な視点で整理し、その根拠に基づいて候補地抽出及び適地選定を行うこと、及び、適地に対する民間開発事業者の意見を踏まえて、本市に適した事業手法の検討を行うことを特に重要な業務と位置付ける。

4 業務内容

(1) 現況整理

調査に必要となる上位計画や各種法規制、敦賀市の各種特性、近隣の産業団地など新産業団地適地の選定に必要な事項を把握し、現況を整理すること。

(2) 需要把握

候補地の抽出・選定の根拠となる基礎データ作成のため、企業ニーズ等を把握する調査を企画して実施すること。

なお、ゼロカーボン電源・再生可能エネルギーの活用等に関する企業の考えも収集すること。

(3) 一次候補地の抽出

候補地としての条件を検討し、面積や規制、アクセス性などを踏まえて一次候補地を抽出し、比較表及び位置図を作成すること。

(4) 新産業団地整備方針の作成

「(1) 現況整理」、「(2) 需要把握」等の結果を受けて、敦賀市に適した産業団地の規模や対象業種等の整備方針を作成すること。

また、ゼロカーボン電源・再生可能エネルギー設備の導入について、敦賀市及び進出企業双方の視点でメリットデメリット等をまとめること。

(5) 二次候補地選定

一次候補地に加え、令和4年度の「敦賀市産業団地適地調査業務」における候補地についても、現在の社会経済情勢も踏まえ、新産業団地の候補地として適しているかどうかの再検証を行うこと。

これらの候補地について、産業団地整備に必要となる各種項目をとりまとめ、比較検討を行って二次候補地を10ヵ所程度選定すること。

(6) 適地選定

評価指標を整理し、各候補地の評価を取りまとめた上で、庁内検討委員会での審議を経て適地を3ヵ所程度選定すること。

(7) 基本整備計画の作成

各適地について、現地踏査等を行った上で、基本整備計画を作成し、順位付けを行うこと。

なお、事業手法検討にあたって、官民連携での整備可能性について、民間開発事業者へヒアリング等による調査を行い、実現性を検討すること。

(8) 庁内検討委員会運営支援

庁内検討委員会に提示する資料作成を行うほか、会議への出席および議事録作成等の運営支援を行うこと。(2回程度の開催)

5 準拠する法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、次に掲げる法令等に準拠して行うものとする。

- ① 地方自治法及び同施行令
- ② 敦賀市財務規則
- ③ その他関係法令等

6 管理技術者等

受託者は、本業務の推進に必要な知識を有する者として、次の資格の有資格者（自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）を配置するものとする。

また、有資格者の中から、総括管理を行う管理技術者及び成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者をそれぞれ別に選任するものとする。

①技術士(建設部門「都市計画及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設—都市及び地方計画」)の資格を有する者

②技術士(建設部門「道路」)の資格を有する者

7 業務の進め方

受託者は、業務開始前に本市から業務の進め方の承認を得たうえで業務を開始すること。また、業務完了まで月1回以上、適宜協議・調整を行いながら進めるものとする。

8 成果物

業務が完了した際は、本市の検収を受けた上で、契約期間内に以下のとおり提出するものとする。

① 報告書（参考資料を含む、A4サイズ、コピー製本） 2部

② 報告書データ 一式 CD-Rにて提出

③ その他報告書作成にかかる根拠資料、参考資料、成果品など

9 成果物の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾なく他に公表、貸与又は使用させてはならない。成果物に係る著作権は、本市に全て帰属するものとし、受託者はこれを公開してはならない。

10 再委託の禁止

受託者は、本業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的かつ効果的に行うために必要と思われる業務については、本市と協議の上、委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを本市に提出するものとする。

11 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行規則及びその他関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約期間中又は契約期間外も同様とする。

12 損害賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

13 委託料の支払い

業務完了後、成果物の検査に合格した後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いにより、委託料の全額を支払う。ただし、本市が必要と認めたときは、受託者の請求に基づき令和7年4月1日以降に限り概算払いをすることができる。

14 その他

- ① 受託者が、業務履行に当たり、仕様書に記載されている事項を行わない場合は、契約期間の途中においても契約解除することができるものとする。なお、契約解除となった場合は、本市は受託者に対し、一切の費用を支払わないものとする。
- ② 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議すること。
- ③ 業務実施にあたり、疑義が生じた事項については、本市と協議のうえ対応すること。